

県内約190箇所の建設現場を対象に一斉監督指導を実施

—約30%の元請事業者に対して、請負事業者に対する指導不足として是正を勧告—

岐阜労働局(局長 松本 守)では、昨年12月の1ヶ月間に、県内189箇所の建設工事現場に対する一斉監督指導を実施した。

その結果189現場のうち、96現場(50.8%)で労働安全衛生法違反が認められ、54現場(28.6%)の元請事業者に対して、災害防止協議会の設置・運営や、関係請負人が労働安全衛生法に違反しないよう必要な指導を行っていないなどとして是正勧告を行った。

記

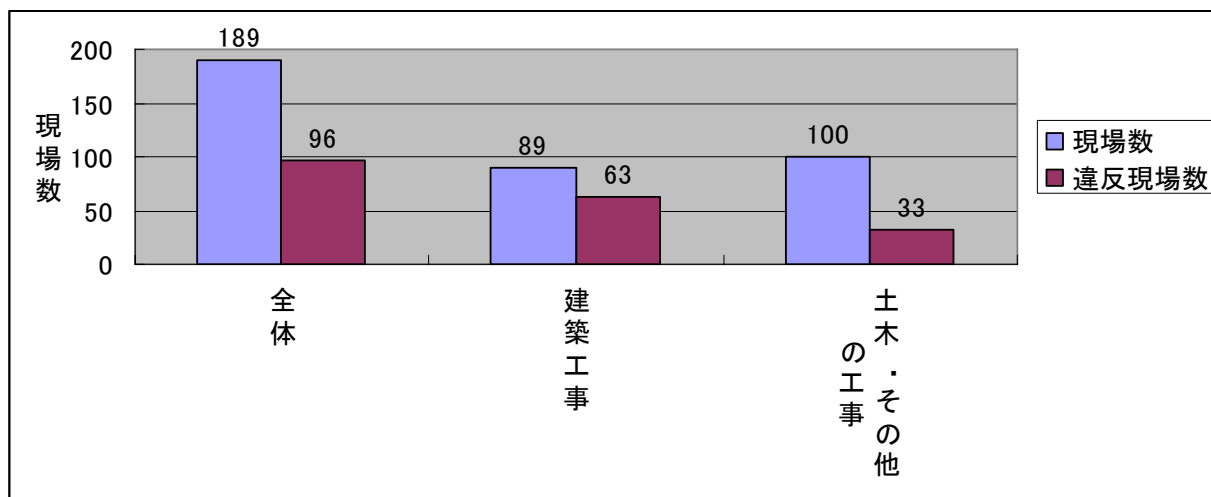
1 監督結果の概要

(1) 違反率は50.8%(189現場中、違反96現場)

臨検監督を実施した建設工事現場は189現場であるが、このうち、96現場(50.8%)において、労働災害防止のための危険防止措置等にかかる労働安全衛生法の違反が認められた。

工事の種類別に見ると、監督指導を行ったのは建築工事現場が89現場、土木・その他の工事現場が100現場であったが、労働安全衛生法違反が認められたのは、建築工事現場が63現場(70.8%)、土木・その他の工事現場が33現場(33%)となっており、建築工事現場の違反率が高くなっている。

(グラフ1) 監督指導件数



(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	89	63	70.8%
土木・その他工事	100	33	33%
合計	189	96	50.8%

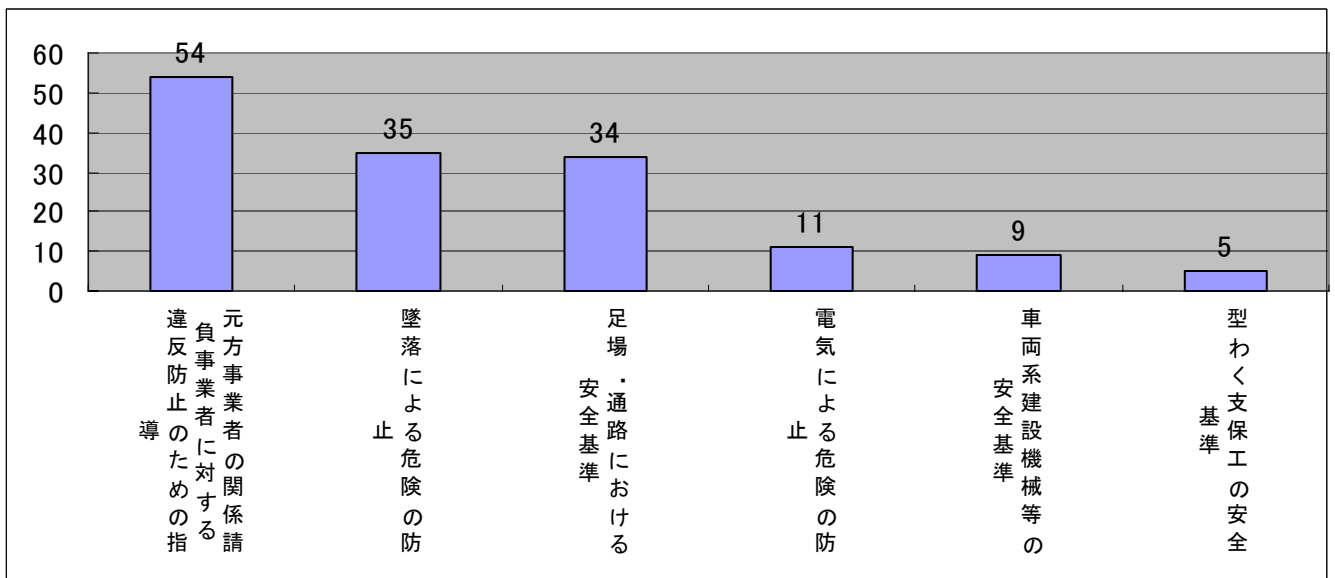
(2) 違反内容では、目立つ元請業者の措置義務違反

労働安全衛生法違反のあった現場数を違反項目別で見ると、

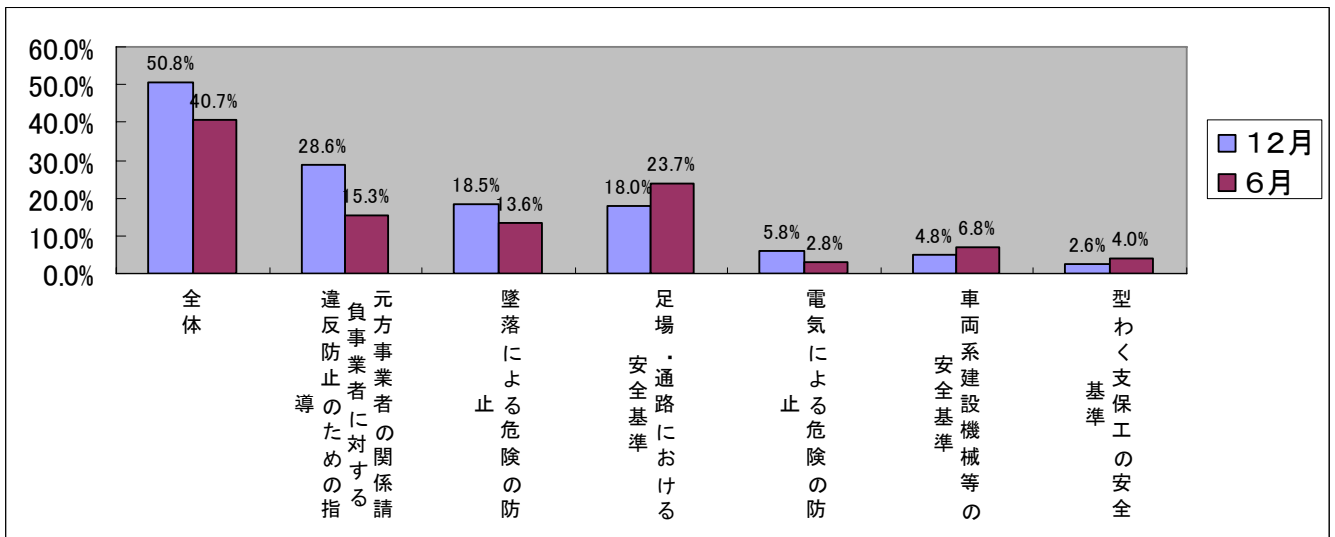
- ①元請事業者が行うべき災害防止協議会の設置・運営や請負事業者に対する管理・指導義務違反が54現場（違反率28.6%）、
 - ②「高所作業場所（高さ2メートル以上）への手すり未設置」などの墜落等防止のための安全措置義務違反が35現場（同18.5%）、
 - ③足場・通路等についての安全措置義務違反が34現場（同18.0%）
- の順となっている。

およそ4現場に1現場の割合で、元請事業者が行うべき災害防止等の管理・指導義務違反が見られ、これは昨年6月に行った一斉監督と比較すると約2倍の違反率となっている。

(グラフ2) 主な違反件数



(グラフ3) 昨年6月に行った一斉監督との違反率の比較



(3) 19現場で作業停止等命令処分

労働災害を防止する観点から、墜落・転落などのおそれのある危険箇所等について急迫した危険がある場合には作業停止命令等の行政処分を行うが、今回の一斉監督においては、19現場（10.1%）に対して、作業停止命令又は立入禁止命令等を行った。

◆作業停止等命令処分の具体的事例

- ・ 足場の作業床に墜落防止用の手すりが設けられていなかったもの
- ・ 切断用木工機械の刃の部分に接触防止用のカバーがなかったもの

2 今後の方針

- (1) 今回実施した一斉監督において「元方事業者の関係請負事業者に対する違反防止のための指導」に係る違反が目立ったことから、法令の遵守はもとより、厚生労働省から示している「元方事業者による建設現場安全管理指針」（建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示したもの）の活用と、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」（「計画－実施－評価－改善」という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組み）の普及・啓発に努めることとしている。
- (2) 平成18年における建設業の死亡労働災害（本日現在）は9人であり、昨年の同時期の10人に比べわずかに減少しているものの、全産業の死亡災害（26人）に占める割合は約34.6%を占めており、依然として高い割合となっている。
- (3) 県内7つの労働基準監督署においては、今後においても労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反のケースについては、司法処分を含め、厳正に対処することとしている。